

# 嘉徳海岸侵食対策事業

## よくある質問に対する鹿児島県の見解

令和7年10月

---

### ① 砂浜の砂は回復しており、護岸は必要ないのでは？

- 平成26年10月の台風18号・19号の高波により、堤防の役割をしていた砂丘が侵食されました。これに伴い、砂丘の背後にあった畠（民有地）や建物（小屋）等、民有地の約1,700平方メートルが消失しました。また、砂丘の侵食により、高さ約5メートルの浜崖が形成され、人家や墓地に近接している状況となりました。
  - 現在、海岸の砂浜には一時的に砂は戻っているものの、民有地は流失したままで、依然として3メートル近くの浜崖が残っている箇所もあり、砂丘は回復していません。
  - このように、防災機能を有していた砂丘が侵食され、未だ回復していないため、台風による高波等が作用する状況では、護岸が無ければ背後の人家、畠、墓地が被害にあってしまう恐れがあり、そのため護岸に代わる有効な代替案が無い以上、護岸を設置する必要があります。
- 

### ② 護岸を造ると波の影響により砂浜の喪失や災害増大の可能性があるのではないか？

- 嘉徳海岸については、護岸の位置が波打ち際より内陸にあり、もともと砂丘があった位置に設置することから、そのような恐れはないと考えています。

③ 波の影響により護岸前面の砂はなくなるのではないか？

- 工事実施後もモニタリングを継続し、平成26年と同じような台風が来襲し、護岸前面の砂が流出するような被害を受けた場合は、被害の状況や砂の回復見込みなどを考慮しながら、再び砂で覆うなど適切な維持管理を行うこととしています。
- 

④ 嘉徳川の河口を真っすぐにした工事が侵食の原因では？

- 嘉徳海岸の侵食は、台風接近に伴う高潮の発生と、満潮時間帯が重なったことにより、さらに潮位が上昇し、砂丘基部に台風による高波が直接作用し、砂丘基部が洗掘され、砂丘の侵食が進行したことが原因と考えられます。
  - 嘉徳川は、波の影響により砂が河口部を閉塞することがあります。川を真っすぐにする工事は、嘉徳集落からの要望により、嘉徳川を管理する瀬戸内町が河口部の河道確保のため行ったものであり、この工事は砂浜侵食とは関係ないと考えています。
- 

⑤ 工事による嘉徳川への影響はないのか？

- 護岸設置箇所は、河川本体から十分に離れた地点にあり、嘉徳川そのものへの工事は行わないことから、河川の自然な流れに影響はありません。護岸は、もともとの砂丘部の位置で海岸線に平行に設置することから、護岸によって嘉徳川の水の流れが遮られることは 없습니다。
- 工事用仮設道路は、海岸林で覆われた砂丘に沿って、砂丘の極力陸側を通るルートとしており、嘉徳川の流れに影響を及ぼすような位置にはありません。また、嘉徳川が蛇行した場合でも、蛇行範囲と砂丘の間には、工事用仮設道路を設置する十分な距離があり、工事用仮設道路が水の自然な流れを

阻害することはないと考えています。

---

⑥ 一度立ち止まって工法を再検討するべきではないか？

- 嘉徳海岸は、奄美群島国立公園内に位置し、自然環境に優れた海岸であることから、事業計画の策定にあたり、海岸、水生生物及び環境の専門家や地元住民等で構成する「嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会」を開催しました。
  - 検討委員会においては、構造物を設置しない案も含め、様々な工法を比較し、護岸を整備すべき必要最小限の範囲や、安全性が高く、かつ従前の自然環境に極力近づける工法など、十分な検討が行われ、整備方針がとりまとめられたところです。
  - この整備方針に基づいて工事を実施することにより、地域住民の生命や財産を守りつつ、嘉徳海岸の自然環境や景観を保全したいと考えています。
  - 集落住民等から早期完成を望む声も頂いており、住民の生命や財産を守るため、早期に整備を進める必要があると考えています。
- 

⑦ ウミガメの産卵に影響はないのか？

- 護岸は、もともと砂丘があった位置に設置するものであり、さらに、自然環境に配慮して、護岸前面を砂で覆い、アダンを植栽することとしているため、ウミガメの上陸・産卵への影響はないものと考えています。

⑧ 天然記念物「オカヤドカリ」への影響はないのか？

- 護岸工事においては、国指定天然記念物のオカヤドカリ類への影響を回避・低減するため、環境保全措置をとることとしています。環境保全措置については、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可を得ています。
- 護岸整備箇所に進入防止柵を設置し、オカヤドカリ類の捕獲・移動を行うこと、工事用仮設道路を砂で覆い、周辺部との段差が生じないようになだらかに擦り付けること、工事用仮設道路の設置時や工事車両の走行時には安全監視員を配置し、オカヤドカリ類が確認されたら素手で捕獲して生息適地に移動させることなど、専門家からの助言もいただきながら、オカヤドカリ類の保全対策に万全を期することとしています。

---

⑨ 嘉徳川や金久川に生息するリュウキュウアユやスジエビへの配慮はしているのか？

- 県では工事用仮設道路着手前の令和4年1月、3月、6月及び7月に、嘉徳川や金久川にて水生生物の調査を行いました。
- 調査を踏まえ、リュウキュウアユやスジエビの生息については十分把握しており、専門家の助言をいただきながら仮設工法等の検討を行っています。
- 今後も継続して調査を行い、適宜、専門家の助言をいただきながら、作業を進めることとしています。
- 現在の工事用仮設道路は、令和5年11月に変更し、金久川を渡河しないルートとなっております。

詳細は、県ホームページの「嘉徳海岸侵食対策事業の概要(令和7年10月)(PDF)」をご参照ください。

⑩ 世界自然遺産の緩衝地帯で工事をしてよいのか？

- 緩衝地帯は、登録地の効果的な保護を目的として登録地を包むように設定し、補完的に利用及び開発の規制を行う地域です。
  - 世界自然遺産の保護については、国内法（自然公園法）に基づき規制されており、世界自然遺産の緩衝地帯になつたことによる新たな規制はありません。
  - 緩衝地帯に含まれることにより、大規模な開発など遺産価値に影響を及ぼすような行為については、慎重に対応することになりますが、嘉徳海岸においては、防災面の必要性から護岸の設置は行うものの、護岸の前面を砂で覆い、植栽を行うなど自然環境や景観に配慮した工法を採用しており、工事が遺産価値に影響を及ぼすものではないと考えています。
- 

⑪ 埋蔵文化財への影響はないのか？

- 工事区域については、嘉徳遺跡、嘉徳集落遺跡のいずれの範囲にもあたらないため、埋蔵文化財への影響はありません。
- 

⑫ 専門家の意見に耳を傾けるべきではないのか？

- 県には護岸整備に関する様々な意見が寄せられており、改めて専門家に意見を伺いながら検討した結果、現計画のとおり進めることとしています。
- また、工事用仮設道路についても、水生生物の専門家に意見を伺いながら、極力影響を与えない現在のルート・工法を検討してきました。今後も継続して調査を行い、適宜助言を頂きながら、作業を進めることとしています。

- 県の護岸整備に対する考え方については、機会あるごとに工事内容等と合わせて住民へ説明しており、瀬戸内町や嘉徳集落からは、改めて早期完成を求める要望があったところです。
  - 県としては、検討委員会で示された整備方針に基づき整備を進めることとしており、工事内容に変更はありません。
- 

⑬ 住民への説明が不足しているのではないか？

- 嘉徳海岸における住民への説明は、これまでに、瀬戸内町や県により、説明会の開催や各戸訪問による計 11 回の説明を行っています。
  - 護岸整備に関する県の考え方については、機会あるごとに工事内容等と合わせて住民へ説明しており、理解が得られるよう丁寧な説明に努めているところです。
  - 今後も、工事の進捗状況など、必要に応じて、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。
- 

⑭ この工事は費用対効果がないのではないか？

- 本事業の実施においては、費用対効果の算定や同効果に基づく事業実施の判断は義務づけられておらず、嘉徳海岸が平成 26 年の 2 回の台風により、畠や小屋などの民有地が流出した事実を考慮し、住民の生命・財産を守るという観点から実施しているものです。
  - また、費用対効果は、あくまで事業評価の一要素であり、この結果のみに基づいて判断をするものではありません。
-